

7月1日より

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請の受付を開始します

4月1日から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、臨時的な給付措置（給付は今回限り）として「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

臨時福祉給付金

住民税非課税の人の負担を緩和します。

対象者1人につき 1万円または1万5千円支給

■給付対象者

- 平成26年1月1日時点の、住民基本台帳登録者で平成26年度住民税（均等割）が課税されない人

※ただし、次の(1)(2)に該当する場合は対象となりません。

- (1)自身を扶養している人が課税される場合
- (2)生活保護制度内で対応される被保護者となっている場合

※収入の内容の不明な人は、未申告となり臨時福祉給付金の対象になりませんので税務課または佐賀税務署で申告するようお願いします。

■給付額

給付対象者1人につき 1万円

※給付対象者の中で次に該当する人は、5千円を加算します。

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1

- 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者※2

※1平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象です。

※2平成26年1月分の手当等を受給している人が対象です。

■申請手続（申請先は、平成26年1月1日に住民登録がされている市区町村）

- 申請書 平成26年度分の住民税（均等割）が非課税等、給付対象者と見込まれる人に6月末ごろ郵送します。

- 申請期間 7月1日から平成27年1月5日まで

- 支給 8月初旬～

【連絡先】 福祉課 保護係 ☎75-2324（臨時福祉給付金）



子育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯（児童手当受給世帯）の負担を緩和します。

対象児童1人につき1万円支給

■給付対象者

- 平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者
- 平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

■対象児童

- 平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童

※平成26年1月1日に生まれた児童で、同年2月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となるものを含みます。

ただし、次の(1)(2)に該当する場合は対象となりません。

- (1)臨時福祉給付金の対象となっている場合
- (2)生活保護制度内で対応される被保護者となっている場合

■給付額

対象児童1人につき 1万円

■申請手続（申請先は、平成26年1月1日に住民登録がされている市区町村）

- 申請書 平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者あてに6月末ごろに郵送します。

- 申請期間 7月1日から平成27年1月5日まで

- 支給 9月中旬～

※公務員であり職場から児童手当を受給している人も、子育て臨時特例給付金については、平成26年1月1日において住民登録がされている市区町村で申請を受け付け、支給します。詳しくは職場にお問い合わせください。

【連絡先】 福祉課 こども係 ☎75-6118
（子育て世帯臨時特例給付金）

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の “振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください！

※ご自宅や職場などに多久市や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便物が届いたりしたら、迷わず、最寄りの警察署（または警察相談専用電話#9110）または、上記それぞれの担当連絡先までご連絡ください。